

人生の最終段階における医療・ケアの 決定プロセスに関するガイドライン

厚生労働省

平成19年5月

(改訂 平成27年3月)

(改訂 平成30年3月)

人生の最終段階における医療・ケアの 決定プロセスに関するガイドライン

1 人生の最終段階における医療・及びケアの在り方

① ④ 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける患者本人が多専門職種 of 医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、患者本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療を進めることが最も重要な原則である。

また、患者本人の意思は変化するものであることを踏まえ、医療・ケアチームにより、患者本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が行われ、患者本人と話し合いが繰り返し行われることが重要である。

さらに、患者本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、患者本人が信頼できる家族等の信頼できる者も含めて話し合いが繰り返し行われることが重要である。この話し合いに先立ち、患者本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことが望ましい。

② ② -人生の最終段階における医療について、医療行為の開始・不開始、医療内容の変更、医療行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断すべきである。

③ 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療及びケアを行うことが必要である。

④ 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本ガイドラインでは対象としない。

2 人生の最終段階における医療・及びケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療及びケアの方針決定は次によるものとする。

(1) 患者本人の意思の確認ができる場合

① 方針の決定は、患者本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされる必要がある。

その上で、患者本人と医療・ケアチームとの十分な話し合いを踏まえて行い、患者本人が合意した上で行う意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして行うことを基本とする。

② 時間の経過、心身の状態病状の変化、医学的評価の変更等に応じて本人患者の意思が変化するものであることや、患者が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明を行いを含めて、患者本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が行われ、患者・家族等との話し合いが繰り返し行われることが必要である。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いが繰り返し行われることも必要である。

③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

(2) 患者本人の意思の確認ができない場合

患者本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

① 家族等が患者本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。

② 家族等が患者本人の意思を推定できない場合には、患者本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、患者本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、病状の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。

③ 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、患者本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。

④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記(1)及び(2)の場合において、方針の決定に際し、

- ・医療・ケアチームの中で病態等により医療内容の決定が困難な場合
- ・患者本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療内容についての合意が得られない場合
- ・家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療内容についての合意が得られない場合

等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行うことが必要である。